

社会福祉法人すわん常勤役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人すわんの役員等に対する報酬及び費用弁償等の支払いに関し、必要なことを定めるものとする。

(役員等)

第2条 前項に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員

(報酬等)

第3条 役員等の報酬は次のとおりとする。

- (1) 理事会及び評議員会の日当は、3,000円とする。但し、理事長の業務時間内の理事会及び評議員会への出席の日当は支給しないこととする。
- (2) 施設長の理事会及び評議員会への出席の日当は支給しないものとする。
- (3) 非常勤の理事長の業務に対する報酬は1日10,000円とする。但し、勤務時間8時間未満の場合は、1時間あたり1,250円で支給する。勤務は報酬合計120,000円を超えないものとする。
- (4) 常勤の理事長の業務に対する報酬は月263,900円とする。但し、週5日、週35時間以上の勤務とする。週5日、週35時間以上に満たない場合は、その月の全週及び翌月以降の勤務で調整する。
- (5) 理事長の業務に対する通勤手当は、社会福祉法人すわん給与規定第18条によるものとする。
- (6) 役員等の理事会、監事会並びに評議員会への出席の交通費は1km15円に替えて支給する。但し、理事長と施設長は月額で通勤手当を受給のため、交通費は支給しないこととする。

(支給方法)

第4条 理事長の報酬の支給方法については、社会福祉法人すわんの給与規程によるものとする。

2. 役員等の日当等の支給方法については、その都度支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が業務のため旅行した時は、表1による費用弁償を支給する。又、支給方法は第4条2項によるものとする。

表1

区 分	交 通 費	日 当	宿 泊 料	
			県 内	県 外
理 事 長	実 費	3,000 円	6,500 円	12,000 円
理 事	実 費	3,000 円	6,500 円	12,000 円
監 事	実 費	3,000 円	6,500 円	12,000 円
評 議 員	実 費	3,000 円	6,500 円	12,000 円

※自家用車を使用した場合は1km 15円に替えて支給する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要なことは理事長が決める。

(改正)

第7条 この規程の改正は、社会福祉法人すわん評議員会の決議によるものとする。

(評議員、役員等の報酬等支給の範囲)

第8条 評議員に対する報酬の支給については、各年度の総額が240,000円を超えない範囲とし、役員に対する支給については、非常勤理事長を含め各年度の総額が1,040,000円を超えない範囲内とする。なお、理事長が常勤の場合は、3,600,000円の範囲内とする。

附 則 この規程は平成20年3月29日から施行し、平成20年2月1日より適用する。

平成17年4月1日実施の社会福祉法人すわん常勤役員等の報酬及び費用弁償規定は廃止する。

この規程は、平成23年3月29日改定し、施行する。

一部改正後の規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日より適用する。